

「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正（中間案）に対する意見募集結果について

1 実施期間 令和2年12月15日（火）から令和3年1月13日（水）まで

2 寄せられたご意見の件数 9件

3 ご意見の内容と対応について

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	第11条第2号	「障がい者、その他歯科検診等を受けることが困難な者」は、「その他」の前の「、」が不要と思われるので、「障がい者その他歯科検診等を受けることが困難な者」としてはどうか。	ご意見のとおり、「障がい者その他歯科検診等を受けることが困難な者」と修正します。
2	第11条第3号	「受けることができる」主体が不明瞭なので、「妊娠期から子育て期における母子に必要とされる」を「妊娠期から子育て期における母子が当該母子に必要とされる」としてはどうか。（ただし、「当該母子に」はなくてもよいと思われる。）	ご意見を参考に、「妊娠期から子育て期における母子が必要とする」と修正します。
3	第11条第4号	<p>幼児・児童及び生徒における学校等においてフッ化物洗口事業に関して、松阪地区では地域格差があります。</p> <p>松阪市ではフッ化物洗口事業が軌道に乗り進んでいますが、大台町は関係機関・団体との連携が不十分な部分があるため、子どものむし歯予防のための環境を整備する必要があります。</p> <p>保護者の意見では「保育園ではフッ素洗口をしてもらえないので小学校はしてもらえないのでしょうか？」</p> <p>「兄弟で保育園と小学生がいますが小学校に行くとフッ素洗口をしてもらえないので残念です」等々保護者からの声を耳にします。</p>	<p>むし歯の予防には、正しい歯みがきの励行、規則正しい食生活（食事・間食の回数や時間）を送ることに加えて、フッ化物（フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）を利用することが効果的です。</p> <p>年齢に応じたフッ化物の適切な利用が進むよう、引き続き、関係機関・団体等と連携し、むし歯予防に関する正しい知識の普及や具体的な利用に関する啓発を行います。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
		<p>乳幼児健診・保育園では「フッ素」という言葉を使用していますが、小学校・中学校のブラッシング指導では「フッ素」という言葉は使わず「歯磨き粉の中に歯質強化に良い成分が入っています」と言葉を言い換えています。むし歯予防には歯磨き・食生活・歯質強化の3つは欠かせません。フッ素が歯質強化に役立つことをきちんと伝えることができる環境の整備を望みます。</p>	
4	第11条第6号、第7号、第12号	<p>本条例は、全ての「口腔」の「腔」にルビを振っているのですが、これらの規定の「口腔」も「口腔(くう)」としてはどうか。</p>	<p>ご意見のとおり、ルビが抜けている箇所を「口腔^{くう}」と修正します。</p>
5	第11条第9号	<p>第11条第2号と内容が重複していると思われるので、「歯科検診等を受けることが困難な者」及び「歯科検診」を削ってはどうか。(その場合でも、第11条第2号の「その他歯科検診等を受けることが困難な者」で「高齢者、要介護者、認知症の症状がある者」は読み込めると考える。)</p>	<p>ご意見のとおり、第9号から「歯科検診等を受けることが困難な者」及び「歯科検診」を削除します。</p>
6	第11条第9号	<p>「オーラルフレイル対策」ではない「フレイル対策」は本条例の射程を超えると考えるので、「、フレイル、」は削ってはどうか。</p>	<p>「オーラルフレイル対策」は、「フレイル対策」につながることから、中間案のとおり「フレイル及びオーラルフレイル対策等」とします。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
7	第 11 条第 9 号	「オーラルフレイル対策」は、一見してどういう概念なのかわかりにくいので、神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例等を参考に、「オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔（くう）機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）」と定義を入れてはどうか。	ご意見を参考に、「フレイル及びオーラルフレイル対策（口腔機能の低下及び当該機能の低下が進行することにより生じる心身の機能の低下を未然に防ぐための取組をいう。）」と修正します。
8	第 11 条第 11 号	「災害」と並列的な状態を表現するという観点から、「感染症」は「感染症の流行」としてはどうか。	感染症の流行時だけでなく平時からの備えを含むことから、中間案のとおり「感染症」とします。
9	第 11 条第 12 号	「口腔健康管理に係る業務に携わる者」が歯科医師及び歯科衛生士を指すことが一見わかりにくいので、「歯科医師」と「歯科衛生士」を明記し、それらが「歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者」の代表例であることが示されるよう、「歯科医師、歯科衛生士その他の歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者」としてはどうか。	特定の職業を明記することは差し控えさせていただきます。